

令和6年第4回定例教育委員会会議事録

会議室601・602  
令和6年3月21日(木)  
15時45分～16時50分

---

出席委員

教育長	安原 敏 光
教育長職務代理者	高 橋 正 明
委 員	田 原 知 江
委 員	小 野 武 也
委 員	京 楽 千恵美

---

事務局

教育部長	木 村 敏 男
教育振興課総務企画係長	大 村 寿 行
学校給食課長	沖 克 哉
学校教育課長	山 森 一 徳
次長兼生涯学習課長	門 康 樹
スポーツ振興課長	平 田 潔
文化課長	中 川 卓 司
書記 教育振興課専門員	岡 田 由貴恵
書記 教育振興課主任	藤 田 崇 文

---

議	題
三教委議第2号	三原市教育委員会事務分掌規則の一部改正について（公開）
三教委議第3号	三原市教育委員会職員の勤務時間及び休暇等の特例に関する規程の一部改正について（公開）
三教委議第4号	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担金に関する規則の一部改正について（公開）
三教委議第5号	三原市立学校県費負担職員服務規則の一部改正について（公開）
三教委議第6号	三原市重要文化財の指定に係る諮問について（公開）
三教委議第7号	会計年度任用職員の任用について（非公開）
三教委議第8号	学校医及び学校薬剤師の委嘱について（非公開）
三教委議第9号	三原市立小中学校の学校評議員の委嘱について（非公開）
三教委議第10号	三原市教育委員会事務局の人事について（非公開）
三教委報第5号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）
三教委報第6号	令和6年第2回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案に対する意見聴取に係る臨時代理の承認について（公開）
三教委報第7号	令和6年第2回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案に対する意見聴取に係る臨時代理の承認について（公開）

---

---

**安原教育長** 令和6年第4回定例教育委員会会議を始める。

本日の議事録署名委員は、高橋委員と小野委員にお願いする。

それでは、令和6年第2回定例教育委員会会議及び令和6年第3回臨時教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔にお願いする。

**書記**（令和6年第2回定例教育委員会会議及び令和6年第3回臨時教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読）

**安原教育長** 議事録を承認してよろしいか。

（一同承認）

**安原教育長** 議事録の承認については、以上である。

---

**安原教育長** それでは、議事に入る。本日の議案、報告事項のうち「三教委議第2号」から「三教委議第6号」までと「三教委報第6号」から「三教委報第7号」までを公開とし、それ以外は人事案件であり、公開になじまないため、非公開として審議したいと思うが、よろしいか。

（一同承認）

**安原教育長** それではそのように取り扱う。それでは「三教委議第2号」について事務局から説明願う。

**大村教育振興課総務企画係長** 7ページ三教委議第2号「三原市教育委員会事務分掌規則の一部改正について」説明します。コミュニティ・スクール制度の導入及び三原市青年の家設置及び管理条例の廃止に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものです。8ページに新旧対照表を添付しています。本表の左側が改正案、右側が現行です。改正案の第3条学校経営係の項第14号にてコミュニティ・スクール制度導入に伴い、「学校運営協議会に関すること」を加えています。企画振興係の項第8号においては、コミュニティ・スクール制度導入に関連して、現行の「放課後子ども教室事業に関すること」を、「地域学校協働活動に関すること」に改正、また、三原市青年の家設置及び管理条例の廃止に伴い、現行の第11号を削除し、その他の号の繰り上げを行なっています。

**安原教育長** 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

（なし）

**安原教育長** 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第2号」について原案どおり可決することに異議はないか。

（なし）

**安原教育長** 全員賛成と認める。よって「三教委議第2号」は原案どおり可決された。続いて「三教委議第3号」について事務局から説明願いたい。

**大村教育振興課総務企画係長** 9ページ三教委議第3号「三原市教育委員会職員の勤務時間及び休暇等の特例に関する規程の一部改正について」説明します。幼稚園型の認定こども園として、田野浦幼稚園が4月から再開します。幼稚園型認定こども園は開園時間が他の幼稚園より長くなることから、勤務する職員の勤務時間などに関する必要な事

項を定めるものです。14ページ新旧対照表をご覧ください。改正案には「区分」を追加しています。また勤務場所の幼稚園に「（幼稚園型認定こども園を除く。）」と加えています。ここで規定する幼稚園は預かり保育を想定した勤務シフトであるため、幼稚園型認定こども園についてはさらに多くのシフトが必要となることから、区別するために加えたものです。それでは幼稚園型認定こども園の勤務シフトについて説明します。10ページ表の2段目が幼稚園型認定こども園の勤務シフト等です。常勤職員、任期付職員及びフルタイム会計年度任用職員については、1の午前7時30分から午後4時15分までから、8の午前9時15分から午後6時まで、15分間隔で勤務シフトを設定しています。休憩時間については、勤務の途中で園長が指定する1時間とし、週休日及び休日並びに勤務の割り振り等については、週休日は、日曜日及び当該日曜日が含まれる週のうち、1日のあらかじめ園長が職員ごとに指定する日とし、勤務の割り振りは、あらかじめ園長が定めるとしてあります。この週休日の設定については、田野浦幼稚園は、認定こども園として再開しますので、土曜日も開園します。そのため、土曜日の勤務が必要となることから、土曜日に勤務するときには、その週の平日に週休日を割り振ることとしたものです。なお、土曜日の勤務は、月1回を見込んでいます。続いて11ページでは、パートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が35時間であるものに限る。）について、勤務シフト等を定めており、1の午前7時30分から午後3時30分までから8の午前10時から午後6時までの8種類を設定しています。常勤職員よりも勤務時間が短い中で、早い時間帯と遅い時間帯に充実した人員体制を整えるため、このような勤務シフトとしています。この設定にあたっては、市立保育所・こども園のシフトを参考にしてあります。休憩時間と週休日等については、常勤職員、任期付き職員及びフルタイム会計年度任用職員と同一になります。12ページでは、パートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が20時間未満であるものに限る。）について、勤務シフト等を定めており、勤務時間は、月曜日から土曜日のうち6日以内で、午前7時30分から午後6時までのうち、7時間45分以内としています。これは、職員の休暇等の代替や、行事等の際の加配などを想定しています。休憩時間については、1日の勤務時間が6時間を超える場合は、45分又は1時間としており、週休日等については、他の区分と同一です。説明は、以上です。

**安原教育長** 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

（なし）

**安原教育長** 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第3号」について原案どおり可決することに異議はないか。

（なし）

**安原教育長** 全員賛成と認める。よって「三教委議第3号」は原案どおり可決された。続いて「三教委議第4号」について事務局から説明願う。

**山森学校教育課長** 20ページ三教委議第4号「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担金に関する規則の一部改正について」説明します。令和6年4月から、認定こども園として田野浦幼稚園が再開するにあたり、3歳未満の園児が田野浦幼稚園に通うこととなり、スポーツ振興センターの掛金を保護者に負担してもらうこと

に関わって、この規則を改正するものです。第1条を「この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第10条及び附則第5条第2項の規定に基づき、三原市立の幼稚園の園児、小学校の児童又は中学校の生徒の保護者の共済掛金の負担金について必要な事項を定めるものとする。」と改めます。第2条第1項の表では3歳未満の園児に関わる掛金の率を定めています。続いて、第2条第3項中「、法第16条第1項」を「、法第16条第1項（法附則第8条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。））」に改め、同条第5項中「園児」を「園児（子ども・子育て支援法第19条第1号及び第2号に規定する小学校就学前子どもに限る。））」に改め、同条第6項中「園児」を「園児（子ども・子育て支援法第19条第1号及び第2号に規定する小学校就学前子どもに限る。））」に、「生活保護法（昭和25年法律第144号）」を「生活保護法」に改めます。また、第4条中「市立幼稚園、小学校又は中学校の幼稚園長又は」を削ります。施行は令和6年4月1日からです。23ページから24ページに新旧対照表をつけています。

**安原教育長** 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

(なし)

**安原教育長** 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第4号」について原案どおり可決することに異議はないか。

(なし)

**安原教育長** 全員賛成と認める。よって「三教委議4号」は原案どおり可決された。続いて「三教委議第5号」について事務局から説明願いたい。

**山森学校教育課長** 25ページ三教委議第5号「三原市立学校県費負担職員服務規則の一部改正について」説明します。三原市立学校県費負担職員服務規則の一部を改正する規則を次のように制定するものです。第6条第13項中「様式第8-3号」を「様式第8号の3」に改め、第6条に次の2項を加えます。「16 職員は、広島県勤務時間等条例第15条第2項に規定する出生支援休暇の承認を受けようとするときは、当該承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1月前の日までに、不妊治療に関する事項及び期間を明らかにして校長（校長にあつては、教育委員会）に請求しなければならない。」、「17 前項に規定する出生支援休暇の承認の請求は、職員にあつては休暇簿（様式第9号の2）、校長にあつては出生支援休暇承認申請書（様式第9号の3）によって行わなければならない。」。また様式第8-3号中「様式第8-3号」を「様式第8号の3」に改め、様式第9号の次に26・27ページの「様式第9号の2」と「様式第9号の3」を加えます。施行は令和6年4月1日から、提案理由は広島県教育委員会による職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正及び字句の修正のために、この案を提出するものです。

**安原教育長** 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

**高橋委員** 「期間を明らかにして校長（校長にあつては、教育委員会）に請求しなければならない」とあるが、仮に期間が半年、1年になった場合、校長の処遇としては学校付になるのか。

**山森学校教育課長** 一般であれば代員を配置するところですが、校長の代員はありません

ので、学校付になると思います。

**安原教育長** そのほか、質問や意見はあるか。

(なし)

**安原教育長** 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第5号」について原案どおり可決することに異議はないか。

(なし)

**安原教育長** 全員賛成と認める。よって「三教委議第5号」は原案どおり可決された。続いて「三教委議第6号」について事務局から説明願いたい。

**中川文化課長** 29ページ三教委議第6号「三原市重要文化財の指定に係る諮問について」説明します。本件は三原市文化財保護条例第11条第1項1号の規定により、三原市重要文化財に指定することについて、別紙のとおり三原市文化財保護審議会へ諮問するものです。市長から重要文化財指定申請書の提出があったことから、三原市文化財保護審議会での審議を求めるため、この案を提出します。市が指定を予定する文化財は(1)紙本著色小早川隆景像・紙本墨書道号記「泰運」附 毛利元徳書状、(2)紙本金地著色護花鈴・並笛図屏風(屏風残闕)の2件です。所有者はどちらも三原市であり、いずれも市にゆかりの深い史料であるため、指定の手続を進めていくものです。

**安原教育長** 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

(なし)

**安原教育長** 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第6号」について原案どおり可決することに異議はないか。

(なし)

**安原教育長** 全員賛成と認める。よって「三教委議第6号」は原案どおり可決された。続いて「三教委報第6号」について事務局から説明願いたい。

**大村教育振興課総務企画係長** 31ページ三教委報第6号「令和6年第2回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案に対する意見聴取に係る臨時代理の承認について」説明します。令和6年2月26日に開会した令和6年第2回市議会定例会に追加議案として提出の教育委員会関係議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められ、三原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により、同意する旨を回答することについて、臨時に代理したので、報告し承認を求めるものです。提出した議案は(1)令和5年度三原市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係部分です。34ページ令和6年度予算として上程している指導者用デジタル教科書購入費に係る債務負担行為で、限度額を予算計上額である6,410万2,000円としています。市立小学校の指導者用デジタル教科書の購入にあたり、令和6年度の予算として通常に契約を行う場合、契約までの事務手続や納期の関係から、4月の早期に活用ができないことから、各教員が4月からできるだけ早く活用できるよう、今年度中に契約するために、債務負担行為を設定したものです。

**安原教育長** 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

(なし)

**安原教育長** 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委報第6号」について承

認することに異議はないか。

(なし)

**安原教育長** 全員賛成と認める。よって「三教委報第6号」は承認された。続いて「三教委報第7号」について事務局から説明願いたい。

**大村教育振興課総務企画係長** 35ページ三教委報第7号「令和6年第2回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案に対する意見聴取に係る臨時代理の承認について」説明します。三教委報第6号と同様、令和6年2月26日に開会した令和6年第2回市議会定例会に追加議案として提出の教育委員会関係議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められ、三原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により、同意する旨を回答することについて、臨時に代理したので、報告し承認を求めるものです。提出の議案は(1)財産の取得についてです。先ほど説明した指導者用デジタル教科書購入に係る債務負担行為の補正により、補正後仮契約を行なったところですが、指導者用デジタル教科書導入の予定価格が2,000万円以上であるため、三原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。取得する財産は指導者用デジタル教科書(指導書同梱)15校分、取得価格は4,284万7,200円、納期は令和6年4月8日、契約の相手方は広島県教科用図書販売株式会社三原営業所、契約の方法は随意契約です。指導者用デジタル教科書は、納入学校ごとに指定された教科書取扱書店からのみの入手が可能であり、三原市立小学校のうち15校については、広島県教科用図書販売株式会社三原営業所のみが教科書取扱書店とされていることから、契約の性質が競争入札に適さないため、随意契約としたものです。

**安原教育長** 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

(なし)

**安原教育長** 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委報第7号」について承認することに異議はないか。

(なし)

**安原教育長** 全員賛成と認める。よって「三教委報第7号」は承認された。それでは、ここから非公開にて審議する。

(非公開案件審議)

三教委議第7号 原案どおり可決。

三教委議第8号 原案どおり可決。

三教委議第9号 原案どおり可決。

三教委議第10号 原案どおり可決。

三教委報第5号 承認。

(非公開案件審議後)

---

**安原教育長** 以上で第4回定例教育委員会会議を終了する。

16時50分 教育委員会会議終了  
傍聴者なし

---

上記のとおり会議の顛末を記載し、その旨相違ないことを証するため、ここに署名する。

署名\_\_\_\_\_

署名\_\_\_\_\_